

# 令和7年度 袋井市茶業支援対策事業費補助金

## 1 良質茶生産対策事業費補助金

【機械の購入補助】 ※修繕は対象外

- 補助率：購入金額の1/10(上限20万円)
- 対象：被覆茶生産のための資材や機械  
茶業に使用する機械全般  
複合栽培作物の生産に必要な機械



## 2 茶園生産性向上事業費補助金

【茶園の基盤整備等の補助】

- 補助率：整備費用の1/2(上限30万円)
- 対象：作業道、枕地、圃場脇の斜面排水路の整備や修繕など  
枕地方向の変更、改植、新植など  
防霜ファンの整備  
(新設・移設・設備の更新)



## 3 茶業機械整備事業費補助金

【200万円以上の機械の購入】

【200万円以上の修繕・改修】

- 補助率：事業費用の1/5(上限50万円)
- 対象：
  - ・茶生産に使用する農業用機械(乗用機械、製茶機械等)の購入
  - ・荒茶加工ライン等の修繕、改修
- ※7年以上の茶業継続を条件とし、2年連続の申請は不可となります。



## 4 6次産業化促進支援事業費補助金

【GAP認証継続の手續に係る費用に対する補助】

【農産物の6次産業化の取組に対する補助】

- 補助率：経費の1/2(上限20万円)
- 対象：
  - ・グローバルGAP、アジアGAP、JGAP等の国際水準GAPについて、すでに取得済みの認証の維持継続審査のため認証機関に対して支払う経費
  - ・農産物6次産業化の取組
- ※令和7年度からGAP認証の新規取得費用についても補助対象になります。
- ※更新審査のみならず維持審査費用も対象とします。
- ※審査費用のみを対象とし、施設の改修等は対象外

### 補助申請者の条件

- (1) 袋井市内に住所(主たる所在地)を有していること。※個人、法人を問いません。
- (2) 茶の生葉生産を行っていること。
- (3) 認定農業者であること。

### 3茶業機械整備事業費補助金を利用するための条件

- 上記(1)～(3)に加えて次の条件に当てはまる方が申請いただくことが出来ます。
- 自園地以外に茶園を借り受けており、借地を含めた栽培面積が3ヘクタール以上であること。
  - 申請年度から起算して、7年以上茶生産を継続可能なこと。

### ご注意!

- 令和7年度予算が無くなり次第、終了とさせていただきます。
- 同事業で他の補助を受けている、受ける予定のある場合は補助の対象外となります。

## 補助申請の手続について

### ①申請前にまずご相談を！！

下記連絡先にお問い合わせいただき、実施をご検討されている事業内容を担当者にお伝えください。必要に応じて、必要書類のご指示や、施行予定の現地の確認や写真撮影等をさせていただきます場合があります。

### ②市へ交付申請書を提出

次に掲げる申請書類市へ御提出ください

提出書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 見積書の写し
- カタログ
- 現場位置図
- 施工前の写真
- 施工内容がわかる図面
- 誓約書（3機械補助のみ）
- その他（必要に応じて担当者から依頼します。）

### ③市から交付決定通知を受領 補助対象となることが決定した旨を通知します。

### ④事業の実施 必ず交付決定通知を受け取った後、事業に着手してください。

### ⑤業者への代金支払い 事業実施後、業者への代金支払を済ませてください。

### ⑥市へ事業実績報告書類の提出

次に掲げる実績報告書類を市へご提出ください。

提出書類

- 補助金実績報告書
- 事業実績書
- 収支決算書
- 領収書の写し
- 購入物品または施工完了後の写真
- その他（必要に応じて担当者から依頼します。）

### ⑦市から交付確定通知を受領 補助金額が確定した旨を通知します。

### ⑧補助金請求・補助金のお支払い

補助金の入金は、申請者から業者への代金のお支払いの後となりますのでご注意ください。

#### お問い合わせ

袋井市役所 農政課 農業振興係

TEL：44-3133 FAX：44-3153 MAIL：nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp